

# 申請条件

## 1. 助成対象物件（店舗）

店舗又は住宅であつて、次の各号のいずれにも該当するもの。

- (1) 海老名市内の既存店舗又は空き店舗等で解体や立ち退きなど消失する見込みのない建物であること。
- (2) 店舗等の所有者の同意を得られた物件であること。
- (3) 店舗等の床面積の合計が1,000平方メートルを超えないこと。
- (4) 宗教活動又は政治活動を目的とした事業を営む店舗等でないこと。
- (5) フランチャイズチェーン方式による事業を営む店舗等でないこと。
- (6) レギュラーチェーン方式による事業を営む店舗等でないこと。
- (7) 空き店舗等家賃助成事業においては、助成金を受けようとする者の親族が所有又は管理する空き店舗等でないこと。

## 2. 助成対象者（申請者）

海老名市内に店舗等を所有又は借用し自ら営業している者、又は営業を開始しようとしている者で次の各号に掲げる要件をすべて満たすもの。

- (1) 当該年度内に本助成金の交付を受けていないこと。
- (2) 事業を営むために法律に基づく許認可等（資格を含む。）が必要な場合、その許認可等を有していること。
- (3) 助成対象事業の店舗等において、3年以上継続して営業することが見込まれること。
- (4) 市町村税に滞納がないこと。
- (5) 海老名商工会議所定款第10条第3項第4号で定める反社会的勢力でないこと。
- (6) 空き店舗等改装・改修事業及び家賃助成事業においては、週40時間以上営業を行うこと。ただし、会頭が認めたときは、この限りでない。
- (7) 海老名市内で営業している店舗から空き店舗等へ移転したことにより、移転前の店舗を空き店舗等にしないこと。
- (8) 既存店舗改装・改修事業及び空き店舗等改装・改修事業においては、交付決定を受けた日の属する年度内に改装・改修工事が完了すること。

※助成対象者は、海老名商工会議所への加入に努めるとともに、地域商店会への加入に努めることとする。

### 3. 助成対象事業（代表的施工内容）

下記のとおり。ただし、会議所が不相当とするものは対象から除く。

助成対象事業	助成対象経費
既存店舗改装・改修事業 空き店舗等改装・改修事業	屋根、内装、外装の改装・改修工事費 看板、日よけの修復及び設置工事費 厨房の改装・改修工事費 給排水設備工事費 衛生設備に関する工事費 給湯に関する工事費 電気、ガスに関する工事費 エアコンの設置工事費 客用トイレ及び水回りに関する改装・改修工事費
空き店舗等家賃助成事業	賃借料

- 1 助成対象経費に係る消費税及び地方消費税相当額は、助成の対象としない。
- 2 改装・改修工事に伴う許認可等の申請に要する経費は、助成の対象としない。
- 3 賃借料は、空き店舗等の借用に係る賃借料のみとし、敷金、礼金、駐車場、仲介手数料等賃貸借契約に関する諸費用を除く。
- 4 空き店舗等が店舗併用住宅である場合の店舗に係る賃借料は、店舗及び住宅の面積に応じて賃借料を按分して算出するものとする。